

ほっかいどうの社会保障

2011年9月14日

北海道社会保障推進協議会

Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

若者もお年寄りも、生活が大変！

—「雇用・くらしのSOS」9. 13街頭相談会 雨天の中、相談35件—



9月13日、10時から「雇用・くらし・SOSネットワーク北海道」は、札幌大通公園内で街頭相談会を行いました。相談会は今回で10回目。

受付前から相談者が訪れ、午後からはあいにくの雨でしたが、夕方までに、27人から35件の相談がありました。中には80km離れた自治体から相談に来られたかもしました。

相談のため、労働組合、民主団体の相談員をはじめ、弁護士、司法書士、精神

保健福祉士、ソーシャルワーカー、看護師なども参加しました。

相談内容では、生活相談が11件と一番多く、生活保護の申請も当日の3人も含め6人、救護所に入所できた方もいました。幼児を抱えた30才代の女性が「保育所にも預かれず、仕事も見つからず、半年親の世話になっていたが生活の見通しがたたない」との相談があり、翌日申請することになりました。今回は、75歳以上の方も目立ち「月2万5千円の年金で生活が大変」など低年金の問題も明らかに。中には、大震災の影響で道北の旅館を解雇され、名古屋に行ったが仕事につけず、札幌で路上生活、区役所に相談しようとしていた時に、相談会に参加した方もいました。また、現在、生活保護を利用している方の相談も多くありました。

多様な法律相談とともに心の相談も5件あり、すでに、障害認定を受けていたり、治療中の方からの今後の生活についての相談も目立ちました。労働相談も、期間雇用者の解雇問題、休職していた派遣職員の復職が認められず解雇になるなどの相談もありました。

当日は210食分の焼き出し（カレーライス）を用意しました。今度の相談会は11月に行う予定です。

相談内容(重複有)

生活相談	11
法律相談	10
心の相談	5
医療介護相談	4
労働相談	3
住宅相談	2

介護保険の保険料、利用料の減免制度の拡充を 道内半数以上の市町村が介護保険の独自の減免実施

「高い保険料、利用料」など使いたくても利用できないという声が広がっています。道内でも半数を越える市町村が何らかの減免制度を実施しています（厚生労働省 2010年度介護保険事務調査より）。

保険料の減免では54の市町村が低所得者のための単独減免を行っています。保険料の1/4に減額するところ、場合によっては、全額免除のところや年額12000円を上限にするところもあります。

利用料の減免では44の市町村が軽減措置をしています。低所得者の利用料を5%（1割の半分）、ショート・ステイなどの滞在費や食事代も半額。訪問介護では3%に負担にしているところも複数。在宅サービス利用奨励手当支給（月5000円）、利用者への月額1000円から2500円まで支給をしている自治体もあります。ショート・ステイ入所全員の自己負担分の2割を補助する、通所介護・訪問介護などの利用者全員を半額、あるいは3%の負担にする自治体もあります。

道内市町村の介護保険減免制度状況

保険料減免制度がある市町村①	54	30.2%
利用料減免制度がある市町村②	44	24.6%
減免制度のある市町村	93	52.0%
①②両方の市町村	15	8.4%
全市町村	179	

市町村の特別給付、保健福祉事業でも支援

さらに、訪問介護の回数の上乗せ、住宅改修費の上乗せなどの市町村の特別給付や、ロードヒーティング、いす式階段昇降機設置工事費支給、融雪マット貸与費支給など保健福祉事業も行っているところもあります。

高齢者の支援の拡充について、国や北海道に対する要望とともに、市町村の計画にも反映させましょう。